

収用第 号

公 用 令 書

住所

氏名

第 8 1 条第 2 項

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 8 1 条第 4 項

第 1 8 3 条において準用する

の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。

第 8 1 条第 2 項

第 8 1 条第 4 項

(理由)

年 月 日

処分権者 板倉町長

印

収用すべき物資の種類	数 量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備 考

保管第 号

公 用 令 書

住所

氏名

第 8 1 条第 3 項

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 8 1 条第 4 項

第 1 8 3 条において準用する

の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

第 8 1 条第 3 項

第 8 1 条第 4 項

(理由)

年 月 日

処分権者 板倉町長

印

収用すべき物資の種類	数 量	保管場所	引渡場所	備 考

使用第 号

公 用 令 書

住所

氏名

第 8 2 条

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 において準用する

第 1 8 3 条

第 8 2 条の規定に基づき、次のとおり土地又は家屋又は物資を使用する。

(理由)

年 月 日

処分権者 板倉町長

印

名 称	数 量	所在場所	範 囲	引渡期間	備 考

使用第 号

公 用 取 消 令 書

住所

氏名

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第 8 1 条第 2 項

第 8 1 条第 3 項

第 8 1 条第 4 項

第 8 2 条

の規定に基づく公用令書(年 月 日第 号)

第 1 8 3 条において準用する第 8 1 条第 2 項

第 1 8 3 条において準用する第 8 1 条第 3 項

第 1 8 3 条において準用する第 8 1 条第 4 項

第 1 8 3 条において準用する第 8 2 条

に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令

第 1 6 条

第 5 2 条

の規定により、これを交付する。

において準用する第 1 6 条

年 月 日

処分権者 板倉町長

印